

(申請者用)

〒951-8026

新潟県新潟市中央区西湊町通四ノ町 3281 番地

公益財団法人ホンマ奨学財団 事務局

電話：025-201-8550

Mail：info@honma-zaidan.or.jp

Web：https://www.honma-zaidan.or.jp



2024年度奨学生募集要項

公益財団法人ホンマ奨学財団

1. 目的

本奨学財団は、新潟県内の高等学校を卒業し大学に進学する学生のうち、向学心に富み、学業優秀、品行方正な方に対して奨学金給付による支援を行い、社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。

2. 奨学資金の給付金額と期間等

給付金額：月額2万円(年額24万円)

給付対象期間：2024年4月から大学の正規最短修学期間の4年間

(医学部等6年修学の学部は4年までが支給対象となります)

給付方法：毎月25日に本人名義の金融機関口座へ振込

(給付日が金融機関等の休業日である場合には、その前営業日に給付)

※この奨学金は、返済義務のない給付型奨学金です。

※また、他の奨学金や大学の授業料減免との併用も可能です。

3. 出願資格

下記要件すべてに該当する方

- ① 新潟県内に居住する者の子弟である方
- ② 新潟県内所在の高等学校等を2024年3月に卒業見込の方
- ③ 4年制大学に進学を希望する方(医学部等6年修学を含む)
- ④ 向学心に富み、学業優秀で品行方正である方
- ⑤ 本財団が企画する行事(贈呈式等)への参加に協力することができる方

4. 採用予定者数

20名程度

5. 応募方法

下表の書類に必要事項を記入の上、在学学校長経由で本財団事務局へ提出してください。なお、個人からの直接応募申込には応じられません。

提出書類	備考
① 在学学校長の推薦書（財団指定様式）	学校長が記入して下さい。
② 申込書（財団指定様式・写真付） ※奨学金給付口座（申請者本人名義）の通帳写しを添付	申請者が記入して下さい。
③ 在学証明書（原本）	
④ 成績証明書（原本） ※第1学年から直近までの成績証明書 ※3学期制の場合は、最終学年1学期、2学期制の学校は可能であれば最終学年前期までのもの	
⑤ 住民票（原本） ※発行日から3カ月以内で本人と保護者（申込時本人18歳未満）または1親等親族（申込時本人18歳以上）の記載があるもの ※マイナンバーの記載がないもの	
⑥ 小論文（財団指定様式） ・指定課題：将来の夢や大学で学びたいこと ・指定文字数：800字以内	申請者が記入して下さい。
⑦ 個人情報の取扱いに関する同意書（財団指定様式）	申請者が記入して下さい。

※書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

6. 申込の手続き

(1) 申込書は必ず申請者本人が記入し、申請者本人と保護者のそれぞれが署名捺印の上、**在学高等学校経由**で本財団へご提出ください。なお、申込時点において申請者が18歳以上の場合には、保護者の方の署名捺印は不要です。

(2) 申込期限：2023年9月29日（当日消印有効）

7. 選考・採用の決定

(1) 応募書類をもとに2023年12月（予定）の本財団の選考委員会において、高校の成績、人物、課題内容などについて検討の上、採用内定者を決定します。選考結果は在学学校長を通じて通知します。

(2) 採用内定者は、2024年3月中に大学の入試結果を本財団までお知らせください。なお、合格者については、「入学することを証する書類（合格通知書または入学金振込

伝票のコピー等)」を提出してください。

(3) 採用確定者として決定した方については、2024年4月上旬に推薦者の高等学校長とご本人（申請者）へ通知します。

(4) 採用内定者のうち、2024年3月に大学に合格できなかった場合でも、翌年2025年の受験・入学まで内定者としての権利を留保します。（一浪まで可とします。）

8. 採用の確定後

採用確定者は入学後、速やかに、「在学証明書(原本)」と「誓約書(財団指定様式)」を本財団事務局へ郵送してください。

9. 贈呈式

2024年5月頃を予定

※採用確定者には、事前に通知いたします。

※原則、贈呈式の出席は義務付けられています。

※贈呈式に必要な交通費（国内分）は本財団が負担いたします。

10. 交流会への参加

本財団が実施する奨学生交流会へ参加してください。（交通費支給）

11. 奨学生の義務

(1) 奨学生は成績証明書、生活状況報告書、奨学金受領証を毎年4月末日までに理事長宛に提出してください。

(2) 下記の場合、適時本財団へ届け出をしてください。

① 休学するとき

② 復学するとき

③ 大学より停学処分を受けたとき

④ 学籍を失ったとき

⑤ 正規最短修業年限（4年間）で卒業できないことが確定したとき

⑥ 他の大学や学部へ転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき

⑦ 本財団の奨学金受給を辞退するとき

⑧ 本財団に提出した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

12. 奨学金の休止、打ち切り

下記の事由に該当したときは、奨学金の休止、打ち切りを求めることがあります。

① 休学となったとき

- ② 停学となったとき
- ③ 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- ④ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑤ 正当な理由なく、報告書等の提出義務を果たさなかったとき
- ⑥ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑦ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑧ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

1 3. 辞退

採用確定後、奨学金の受給は、原則として、辞退できません。ただし、奨学金を必要としない事由が生じた場合には、所定の届出書を本財団事務局に届け出ることで奨学金の受給を辞退することができます。

1 4. 個人情報の取扱い

- (1) 本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、奨学金給付対象者の選考、審査結果の通知など、選考業務に限定して使用いたします。
- (2) 奨学金給付対象者の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、新潟県へ報告いたします。

1 5. 注意事項

- (1) 本財団の奨学生は、卒業後の就職その他について何らの制限拘束は受けません。
- (2) この要項に記載してある事項につき不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、本財団事務局までお問い合わせください。